

大阪市福祉局介護保険事業者調査員（会計年度任用職員）募集要項

1 募集人数

2名程度

2 業務内容

○居宅介護支援事業所を訪問し、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成状況などを確認する業務及びこれらに付随する業務を行います。

- ・居宅介護支援事業所への訪問による居宅サービス計画（ケアプラン）の書類作成状況の確認、事業所への聞き取り調査等（事業所への訪問は、週4日の勤務中概ね週2回程度）
- ・事業所訪問に関する報告書の作成や次の訪問の準備

○ケアプランに関する電話問合せへの対応業務を行います。

○利用回数基準を超過する居宅サービス計画（ケアプラン）の届出にかかる内容確認及び事業者への聞き取り調査及びこれらに付随する業務を行います。

- ・居宅介護支援事業所から送付される居宅サービス計画（ケアプラン）の書類確認
- ・事業所への電話による聞き取り調査等
- ・報告書作成等

○支給限度額が一定割合以上の居宅サービス計画（ケアプラン）検証に関する業務

- ・支給限度額が一定割合以上の居宅サービス計画（ケアプラン）の収集作業や書類確認作業を行っていただきます。

○居宅介護支援事業所をはじめとする介護サービス事業所等への運営指導業務

- ・居宅介護支援事業所への運営指導やケアプランチェックをおこないます。
- ・その他、小規模多機能型居宅介護事業所や、サービス付高齢者向け住宅等併設の介護サービス事業所等に対する運営指導に本務職員と同行することがあります。

○その他、請求データの確認や過誤調整額の試算等、運営指導に関連する補助業務

3 応募資格

次の（1）から（3）の受験資格をいずれも満たす者がこの試験を受けることができます。

- （1）介護支援専門員（ケアマネ）資格取得歴のある方（現在有効の資格を保有しているか否かを問いません）で、かつ過去にケアマネ事業所で相当年数（5年程度）、実際にケアプラン作成に携わっていた者 又は 介護支援専門員実務研修を修了しており、ケアマネ資格取得歴があり、かつ公的な保健、医療、福祉関係の職に在職経験があり、従事者を指導する立場にあった者

※現在介護支援専門員（ケアマネ）資格が有効期限切れとなった方も応募していただけますが、上記のとおり一定のキャリア要件が必要です。

(2) ワード、エクセルなどのパソコンの基本操作ができる者

(3) 地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第 16 条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
 4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※年齢、学歴は問いません。

※日本国籍を有しない方も受験できます。ただし、日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

※大阪市内の事業所でケアマネジャーとして従事中の方も受験できますが、業務内容の特性上、本市採用日以後の兼業はできません。

4 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（最長 2 回まで）

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

午前 9 時から午後 5 時 15 分まで（休憩 45 分）

週 4 日（30 時間）

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始、
月曜日から金曜日のうち所属長が指定する 1 日

(3) 勤務場所

大阪市中央区船場中央 3 丁目 1 番 7－331 号 船場センタービル 7 号館 3 階
大阪市福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ）

(4) 報酬等（1年目）

報酬（月額）	176,436 円～238,032 円
--------	---------------------

- ・採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。
- ・上記の他に、期末・勤勉手当、通勤手当が各種要件を満たす場合に支給されます。
- ・上記報酬等は令和7年12月時点（募集時点）のものであり、給与改定等により採用時に変更されることがあります。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：12 日 付与期間：4 月 1 日（任用日）～3 月 31 日（任期満了日）
特別休暇	【有給】 ・夏季休暇 ・忌引休暇 ・結婚休暇 ・災害等による通勤時の出勤困難な場合 等 【無給】 ・生理休暇 ・妊娠障害休暇 ・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇 ・育児参加休暇 ・育児時間休暇 ・ <u>子の看護休暇※1</u> ・ <u>短期介護休暇※1</u> ・ドナー休暇 (※1) 別途取得要件あり

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。(別途取得要件あり)

(6) 社会保険

共済組合、厚生年金保険、雇用保険

※厚生年金保険については、月額報酬 8.8 万円未満、また学生の場合は加入対象となりません。

(7) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能ですが、業務内容の特性上、大阪市内の事業所でケアマネジャーとして従事（兼業）することはできません。なお、兼業される場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

(1) 筆記(論文)試験（小論文1問）【書類選考：※採用申込時に提出します】

(2) 口述(面接)試験

7 選考日時及び選考会場

(1) 筆記(論文)試験【書類選考：※採用申込時に提出します】

(2) 口述(面接)試験

日時：令和8年1月16日(金曜日)

場所：大阪市福祉局 船場分室内会議室

大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号 船場センタービル7号館3階

※詳細については、書類選考の合格者あて送付する「受験票」にて案内します。

8 申込方法等

(1) 申込書類

次の書類等を「会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れ、持参または郵便等で提出してください。なお郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込んでください。送付された場合に発生した事故については、責任を負いません。また、送付料金不足の場合は受け付けません。

なお、書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

1	福祉局介護保険事業者調査員会計年度任用職員 採用申込書 ※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。 ※採用申込書は本市所定の様式に限ります。後掲の申込書配布場所まで受け取りに来ていただくか、大阪市ホームページから取得してください。	1 通
2	申し立て書 ※申し立て書は本市所定の様式に限ります。後掲の申込書配布場所まで受け取りに来ていただくか、大阪市ホームページから取得してください。	1 通
3	小論文課題 ※自筆に限ります。後掲の申込書配布場所まで受け取りに来ていただくか、大阪市ホームページから取得してください。	1 通
4	「受験案内」送付用の定型封筒（長型3号） ※必ず宛先を記載のうえ、320円分の切手を貼付してください。 (定型郵便料金100円＋特定記録郵便料金210円＝320円)	1 通
5	介護支援専門員の資格証明書の写し	1 通
6	職務経歴書 ※市販のもので可。様式は問いません。	1 通

	※直近の、職務経歴まで記入してください。	
--	----------------------	--

※上記 1、2、4、5 は A 4 サイズの用紙を使用してください。

(2) 申込方法

・申込期間

令和 7 年 12 月 1 日（月曜日）から令和 7 年 12 月 26 日（金曜日）まで

[持参の場合:令和 7 年 12 月 26 日（金）17 時 00 分まで（土、日、祝日を除く）]

[送付の場合:令和 7 年 12 月 26 日（金）必着]

・提出先及び申込書類配布場所

〒541-0055

大阪市中央区船場中央 3 丁目 1 番 7-331 号 船場センタービル 7 号館 3 階

大阪市福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ）

（最寄駅）

・Osaka Metro 御堂筋線・中央線・四つ橋線

「本町」駅（⑩番出口方向から船場センタービル 9 号館に直結）

・Osaka Metro 中央線・堺筋線

「堺筋本町」駅（⑩⑪番出口方向から船場センタービル 4 号館に直結）

(3) 筆記試験（小論文）の可否通知・合格者への受験案内の送付

筆記試験（小論文）の結果通知については、可否にかかわらず、令和 8 年 1 月 9 日（金曜日）付けの特定記録郵便にて送付する受験案内により受験者本人あてに通知します。合格者に対しては、併せて試験の時間、会場等の詳細を記載した受験票等を同封します。

なお、令和 8 年 1 月 15 日（木曜日）までに結果通知等が届かない場合は、介護保険課（指定・指導グループ）（06-6241-6310 音声ガイダンス「7」番）へ連絡してください。

9 合格者の決定について

(1) 合格者の決定は、筆記（小論文 1 問）試験【書類選考】、口述（面接）試験を総合的に判定し、決定します。

※合格基準を定めていますので、一定の基準に達しない場合は、不合格となります。

(2) 結果は、可否に関わらず、本人に文書で通知します。（令和 8 年 1 月 28 日（水曜日）発送予定）

なお、電話等でお問い合わせにはお答えできません。

(3) 合格者は、採用候補者名簿に登載され、当該名簿に記載された者の中から採用予定

者を決定します。

- (4) 採用候補者名簿に登載された採用予定者以外の者は、採用予定者の採用辞退等で欠員が生じた場合に、その都度、採用予定者とします。

なお、採用候補者名簿の登載期間は令和9年3月31日までです。

- (5) 採用候補者名簿に登載されても、採用時期が令和8年4月2日以降になる場合や、採用されない場合があります。

- (6) 合格後、若しくは「採用候補者名簿」に登録後に受験資格がないこと又は申込みの内容に虚偽が認められた場合には、合格・登録を取り消すことがあります。

10 その他

- (1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- (2) 受験に際して大阪市が収集した個人情報には職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

11 問合せ先

〒541-0055

大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号 船場センタービル7号館3階

大阪市福祉局介護保険課（指定・指導グループ）

電話：06-6241-6310（音声ガイダンス⁷番） ファックス：06-6241-6608

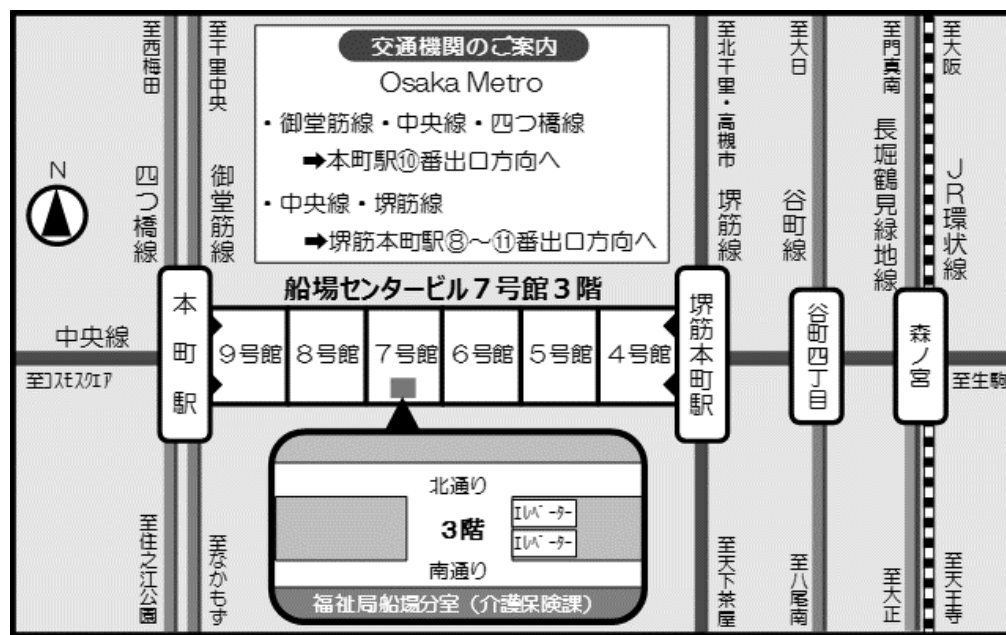
○ 大阪市ホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp>

採用申込書、申し立て書のダウンロードは下記から行ってください。

トップページ > 市政 > 職員等採用 > 会計年度任用職員（一般職非常勤）の募集 > 所属別 > 福祉局 > 【令和8年4月1日～令和9年3月31日】介護保険課指定指導業務における介護保険事業者調査員〔介護支援専門員〕（会計年度任用職員）を募集します（福祉局介護保険課）

○ 採用申込書等の提出先及び申込書類配布場所 案内図



応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと